

令和5年度
学生便覧
【通信課程・入学者用】



pixta.jp - 43278467

学校法人 高知理容美容学園
高知理容美容専門学校

☎ 780-0972 高知市中万々85-3
TEL088(825)3111・FAX088(821)079

1. 教育理念

学校教育法及び理(美)容師法等に基づき、理・美容師に必要な能力を育成するとともにその教養を高め、職業を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

2. 高知理容美容専門学校の3つのポリシー

■入学者受入方針〔アドミッションポリシー〕

高知理容美容専門学校は次のような学生の入学を期待しています。

1. 人を美しく輝かせることに、感性をもって実践できる熱意ある人
2. 理容師・美容師を専門的な職業として、天職に思っている強い信念のある人
3. 人を幸福に導く職業として使命感をもっている人

■教育課程の編成・実施方針〔カリキュラムポリシー〕

本校は、以下のような方針に基づいて教育課程(カリキュラム)を編成しています。

1. 美容師として必要な基礎知識や技術はもちろん、メイク、ネイルアート、着付けといったサロンワークをカリキュラムによって専門能力を修得します。
2. 理容師として必要な基礎知識や技術はもちろん、サロン経営の知識やノウハウも学べるカリキュラムによって専門能力を修得します。

■学位授与方針〔ディプロマポリシー〕

本校は、以下のような能力を身につけ、かつ所定の教育課程を修了した学生に専門士の称号を授与する。

1. 美容科では、美容師免許の取得およびカット&ブロー、カラーリング&シャンプー、パーマ、メイク、ネイル、まつ毛エクステ、エステ、スタイリングなどの基礎を修得した人
2. 理容科では、理容師免許の取得および育毛&カラーリング、カット&デザイン、パーマ、フェイシャルトリートメント、シェービング、エステ、ネイルなどの基礎を修得した人

3. 設置課程

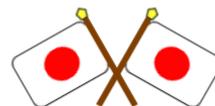
昼間課程	修業年限 2 年	募集定員	理容科	20 名	・美容科	80 名
通信課程	修業年限 3 年	募集定員	理容科	20 名	・美容科	40 名
通信課程	修業年限 1 年 6 ヶ月	美容修得者課程	〔令和 4 年 4 月・理容科に新設〕			

4. 学年及び学期、休業日、始業及び終業

- (1) 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(2) 学期は、次のとおりとする。
前期 4月1日から8月31日
後期 9月1日から3月31日



- (3) 休業日は、次のとおりとする。但し、校長に置いて必要と認めるとき、休業日でも授業を行うことができる。
- ・国民の休日に関する法律に規定する日
 - ・日曜日・月曜日
 - ・夏季・冬季及び学年末において校長が定めた日
 - ・その他校長が定めた日



5. 教科課目の履修及び単位認定について

1. 各教科課目の履修時数

- (1) 履修時数は、学生が実際に受講した時間とします。
(2) 授業時間帯及び各教科課目の面接授業予定は次ページ表の通りとします。

時限・内容		
ホーム	8:50～	指示・伝達等
第1・2時限	9:05～10:45	授業
	(休憩 10分)	
第3・4時限	10:55～12:35	授業
	(昼休み 60分)	
第5・6時限	13:35～15:15	授業
	(休憩 10分)	
第7時限	15:25～16:15	授業
清掃・ホーム	16:20～16:50	指示・伝達等・終業
	18:00	閉門

【23 期生・通信課程一般スクーリング日程】

第 1・第 3 火曜日及び 3 月 7 月 8 月

2023		1 年次		(2 年次予定)		(3 年次予定)	
月日	曜日	9:05～ 12:35	13:35～ 16:15	9:05～ 12:35	13:35～ 16:15	9:05～ 12:35	13:35～ 16:15
4/7	金						
4/11	火	実習	実習				
4/18	火	実習	実習	理論	理論	実習	実習
4/25	火	実習	実習	実習	実習	実習	実習
5/9	火	実習	実習	実習	実習	実習	実習
5/23	火	実習	実習	実習	実習	実習	実習
6/6	火	実習	実習	実習	実習	実習	実習
6/20	火	実習	実習	実習	実習	実習	実習
7/11	火	法規	法規	実習	実習	衛生管理	衛生管理
7/12	水	理論	理論	実習	実習	保健	保健
7/13	木	実習	実習	実習	実習	香粧品	実習
7/14	金	実習	実習	実習	実習	香粧品	実習
7/25	火	実習	実習	運営管理	運営管理	実習	実習
7/26	水	実習	実習	衛生管理	衛生管理	実習	実習
7/27	木	実習	実習	香粧品	香粧品	実習	実習
7/28	金	実習	実習	保健	保健	実習	実習
8/15	火	実習	実習	実習	実習	実習	カウンセリング
8/16	水	実習	実習	実習	実習	カウンセリング	カウンセリング
8/17	木	実習	実習	実習	実習		
8/18	金	実習	実習	実習	実習		
9/12	火	実習	実習	実習	実習		
10/3	火	実習	実習	実習	実習		
11/7	火	実習	実習	実習	実習	実技対策 (例)1 月 25 日～2 月 5 日休日除く試験までの 10 日間 70 時間	
12/5	火	実習	実習	実習	実習		

2024							
2月						国家試験	
2月第1週～3月第1週						衛生管理	保健
						香粧品	衛生管理
						保健	理論
						法規	理論
						衛生管理	筆記対策
						文化論	筆記対策
3月第1						国家試験	
3/12	火	香粧品	香粧品	理論	理論		
3/13	水	文化論	文化論	香粧品	香粧品		
3/14	木	保健	保健	実習	スタイル画		
3/15	金	衛生管理	衛生管理	スタイル画	スタイル画		
3/21	木	実習	実習	実習	実習		
3/22	金	実習	実習	実習	実習		
3/23	土	実習	実習	実習	実習		

【23 期生・通信課従業者スクーリング日程】

3 月 7 月 8 月

2023-24		1 年次		(2 年次予定)		(3 年次予定)	
月日	曜日	9:05～ 12:35	13:35～ 16:15	9:05～ 12:35	13:35～ 16:15	9:05～ 12:35	13:35～ 16:15
4/7	金						
4/11	火	実習	実習				
4/18	火	実習	実習				
4/25	火	実習	実習				
5/9	火						
5/23	火						
6/6	火						
6/20	火						
7/11	火	法規	法規			衛生管理	衛生管理
7/12	水	理論	理論			保健	保健
7/13	木	実習	実習			香粧品	実習
7/14	金	実習	実習			香粧品	実習
7/25	火			運営管理	運営管理	実習	実習
7/26	水			衛生管理	衛生管理	実習	実習
7/27	木			香粧品	香粧品	実習	実習
7/28	金			保健	保健	実習	実習
8/15	火	実習	実習	実習	実習	実習	カウンセリング
8/16	水	実習	実習	実習	実習	実習	カウンセリング
8/17	木	実習	実習	実習	実習	実技対策 (例)2 月 1 日～2 月 5 日 休日除く試験までの 5 日間 35 時間	
8/18	金	実習	実習	実習	実習		

2024							
2月						国家試験	
2月第1週～3月第1週						衛生管理	保健
						香粧品	衛生管理
						保健	理論
						法規	理論
						衛生管理	筆記対策
						文化論	筆記対策
3月第1						国家試験	
3/12	火	香粧品	香粧品	理論	理論		
3/13	水	文化論	文化論	香粧品	香粧品		
3/14	木	保健	保健	実習	スタイル画		
3/15	金	衛生管理	衛生管理	実習	スタイル画		
3/21	木	実習	実習	実習	実習		
3/22	金	実習	実習	実習	実習		
3/23	土	実習	実習	実習	実習		

2. 教科課目の履修及び（単位）修得の認定

- (1) 評定は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)で表記する。評定については、「可」以上を合格とする。
- (2) 各スクーリングに開講する教科課目の場合はその最終日に評定する。
- (3) 教科課目の実授業時数の履修が認定されない場合は成績の良否に関わらず評定は「不可」とする。
- (4) 3学年にわたって分割履修させる場合、学年ごとにその履修時間を認定、成績評定を行う。
- (5) 修得認定の結果、不合格になった教科課目については可能な限り再試験等を行い修得させるように指導する。

3. 出席の認定及び履修時数不足について

- (1) 出席日数は、学生が実際に出席した日数とする。
- (2) 履修認定基準である履修時数は必ず出席しなければならない。
- (3) やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は「所定の届」(P8)を担任まで提出すること。

※各個人で印刷して使用してください。

- (4) 欠席・遅刻により履修時数の不足については修業期間内で可能な限り補習を実施する。
- (5) 学科については各スクーリング終了日から次のスクーリングまでに実施し、課題レポートの提出とする。実技に関してはスクーリング日以外に実施する。

提出先→担任

令和 年 月 日

欠席 ・ 欠課 ・ 遅刻 ・ 早退 届

高知理容美容専門学校・学校長 殿

昼間課程・通信課程

理容科・美容科 年

生徒氏名

※課程・学科は該当する箇所に○で囲んでください。

届	期間 ・ 理由等			
欠席	月 日 ()	～	月 日 ()	日間
	理由			
	※確認資料提出の必要がある場合は添付のこと。		教員確認印	
欠課	月 日 ()		時間	
	時間	第 時限	～	第 時限
	理由			
	※確認資料提出の必要がある場合は添付のこと。		教員確認印	
遅刻	月 日 () 第 時限目途中から出席			
	理由			
	※確認資料提出の必要がある場合は添付のこと。		教員確認印	
早退	月 日 () 第 時限目途中から早退			
	理由			
	※担任あるいは副担任の承認を得ること。		教員確認印	

学校使用覧	公欠扱い	有 ・ 無	担当教員確認	
-------	------	-------	--------	--

2022. 4. 1 改定

6. 公欠および忌引きについて

(1) 下記の場合は公的理由による欠席とみなし、「公欠」の取り扱いとします。

- ①利用する交通機関が事故、運行停止等により出席できないとき。
- ②感染症等に罹患した場合や家族にそうした状況が生じた場合も含めて医師・保健所又は学校から自宅待機の指示があった場合。
(別紙「出席停止となる感染症一覧表」を参照。医療機関に雇ったことを証明できる物を学校に持参して下さい)。
- ③就職活動により、就職試験、企業研修等に参加をするとき。
- ④その他明らかに社会的な公的理由により出席できないと認められたとき。

(2) 「公欠」の場合は所定の届出様式を提出すること。

(3) 忌引きの日数(父母5日、祖父母・兄弟姉妹3日、左記親族の法要1日、伯叔父母1日)

7. 定期試験等について

(1) 試験の種類

- ①学習成果を評価するための試験を「確認試験」「定期試験」「追試験」「再試験」とする。
- ②確認試験は、各担任が平常時に授業中随時行うものをいう。
- ③定期試験は各学期に1回行う。
- ④追試験は欠試者に対して行う。
- ⑤再試験は不合格者に対して行う。

(2) 試験実施上の注意事項

- ①遅刻者は、原則として受験できない。
- ②不正行為を行った者は、停学もしくは謹慎処分が付し、不正があった当該科目は0点となる。但し、以後の科目の受験については認める場合もある。

(3) 欠試者の取り扱い

- ①忌引、進学、就職その他校長が認めた事由による欠試者に対して後日追試験を行う。
- ②授業時数が満たない者の成績評価は追試験を受験しても必要な授業時数を満たすまで評定はつかない。

(4) 再試験

- ①試験の内容、時期などについては教務担当者で協議のうえ校長の承認をとる。
- ②再試験の合格基準は評定「可」とする。
- ③試験を受験する場合は1科目2,000円の料金を納め受験する。

(5) 特別再試験

- ①定期試験及び追試・再試験を何らかの理由により受けられなかった者、不合格になった者に対して校長判断のもと特別再試験を行う場合がある。
- ②試験の内容、時期などについては教務担当者で協議のうえ校長の承認をとる。

- ③再試験の合格基準は評定「可」とする。
- ④受験する場合は1課目2,000円の料金を納め受験する。

8. 卒業の認定

全課程の修了の認定は、履修状況を総合的に判断し、卒業認定会議を経て学校長が認定する。

9. 卒業の延期

卒業予定者で当年度内の再試験によっても、卒業基準が満たされない場合は卒業延期となることがある。

10. 学校生活に関して

理・美容業界で働く人たちがお客様と接するにあたってこれだけは備えておきたいと思われる接遇マナーを身につける。

(1) 挨拶

挨拶は社会人としての基本。日頃から自ら声を出して挨拶する習慣を付ける。

- ①授業の始まりと終了時には委員長の号令によりきちんと起立して、挨拶をする。
- ②大きな声で気持ちの良い挨拶をする。

「おはようございます」 「こんにちは」
「お疲れ様です」 「さようなら」

- ③目上の人・講師及び外来者には礼儀正しく挨拶をする。
- ④各部屋へ出入りするときは、必ず挨拶をして出入りする。
「ノックをする」「失礼します」「失礼しました」



(2) 入室

- ①担任がホームルームを始めるまで準備をして静かに待つ。
- ②欠席・遅刻する場合は、必ず電話等で連絡してください。
当日は午前8時30分以降、事務局又は担任へ学年・クラス・氏名・理由を伝えてください。
- ③遅刻・早退の場合は必ず職員室にて、所定の届を提出して指示を仰ぐ。
※遅刻した場合、その時間の授業は欠席扱いとなります。
- ④欠席した場合は、次の登校時に所定の届に記入し担任に渡す。

(3) 服装

- ①学生証を必ず身に付けてください。学生証を紛失した場合、再発行代1,000円必要となります。(学生証用ケース首ひも付き380円)
- ②華美な服装は避け、基本的にサロンで働ける服装とする。
(ジャージ、スウェット、パーカー等だらしく見えるものは禁止)
※ホームルームや授業中の帽子、被り物はマナーとして校内禁止

③露出度の高いものは禁止する。(ミニスカート・ショートパンツ・タンクトップなど)

④原則刺青、タトゥーは禁止する。

⑤実習時は白衣を使用すること。(スリッパ、サンダル類は禁止、ハイヒールでの実習禁止)

(4) 言葉遣い

日頃から意識して正しい言葉遣いを心がけること。

目上の人に対しては「です」「ます」を使って話すこと。

敬語の尊敬語と謙譲語が正しく使い分けできるようにする。

(5) 賞罰等

①次の各号に該当する生徒に対して懲戒処分をする場合がある。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる場合。

2. クラスの秩序を乱すなど生徒の本分に反し改善の見込みがない場合。

3. その他の問題行動と認められる場合(事例)

・社会的に逸脱した行為(駐車違反等)・喫煙(校内)・無断外出・無断早退

・授業中の飲食・授業中の問題行動(授業放棄、妨害、私語等)

・その他、講師より度重なる苦情や注意があり職員会で違反とされた行為

・休み時間以外の度重なる携帯電話使用

※懲戒処分のガイドライン P12 参照

(6) その他

①教科書、教材などは毎回持ち帰り、技能の向上に努力する。

②校内の備品、教材等を破損した者は、直ちに事務局に申し出る。

※原則として弁償することになる。

③必要でない教室、部屋への出入りを禁止する。

④生徒調書記載事項等に変更が生じた時は、すみやかに担任又は事務局まで届け出る。

⑤通学バイクを使用する場合は基本的に原付(50cc)までとする。

やむをえず51cc以上のバイクで通学の場合は申請書を提出し、学校長の許可を得た場合乗入可能とする。自動車での通学は各自で近隣駐車場を借りること。学校への乗入は不可。尚、違法駐車による学校への通報があった場合は、処分の対象となります。

※バイク通学の場合、近隣住民の方々にスピードの出し過ぎやエンジン音によるご迷惑を
かけないように学校周辺はエンジンをふかさず、安全運転をしてください。

⑥貴重品等の管理は、原則自己責任とする。

⑦未成年者による喫煙は不可、また、成年者であっても学校敷地内及び学校周辺(登下校通学路含む)は禁煙ですので注意してください。※定期的に学校周辺の見回りを実施しています。

⑧授業用教材などは事務局にて現金で購入することができます。

【通信教育の概要について】

1. 通信教育の流れ

①通信授業

教育センターへ報告課題を提出して添削指導を受けます。

養成施設に添削結果の報告がきますので養成施設は添削結果をもとに単位認定を致します。

※ 学習ガイド、配本スケジュール [4月予定]

※ 報告課題提出期限一覧の確認、又、自分が提出した月日を記入しておく。

※ レポートは学校に送られてくるので確認後返却します。

※ 再提出・再々提出の場合には期日に注意してください[60点以下の場合]。

※ 一通でも未提出・不合格があれば卒業できません。

②面接授業

「入学のしおり」にある授業予定表に沿って行いますので、スクーリングに出席し学科・実技を受講してください。

ご質問等がある場合は担任まで申し出てください。その際には、●●期生、●●科、氏名をお願いします。 連絡先 ☎088-825-3111 高知理容美容専門学校

③「リビッツステーション」について

「リビッツステーション」とは、スマホ・パソコン・タブレット・ガラケーから、利用できる e-Learning システムです。個人の ID とパスワードでログインすることにより、報告課題の提出状況など、たくさんのコンテンツが利用できます。

※個人の ID・パスワードは5月下旬頃教育センターより案内が届きます。

【利用できるコンテンツ】

1. 管理メニュー・・・・・・・・通信科生が自信の学習状況を把握し、自己管理できるコンテンツ

- ①配本スケジュール
- ②報告課題状況確認
- ③報告課題ヒント
- ④報告課題答え

2. 学習メニュー・・・・・・・・国家試験課目を対象に、様々な形式の問題を解き、学修できるコンテンツ

- ①用語解説・用語問題
- ②国家試験過去問題
- ③国家試験実技動画・国家試験衛生動画・国家試験準備物

2. 卒業までの流れ

①実授業時間数を満たしていること

100%の出席が必要であり、不足する場合は補習を受けることとなります。

補習時間が卒業式後まで必要と判断された場合は卒業延期となります。

補習費用は1時間1,000円の有料となります。

②卒業認定基準に達していること

関係法規・文化論・技術理論・衛生管理・化粧品化学・保健の定期試験があり60点以上が必要となります。

※各スクーリングの最終日には試験を行います。評定「可」以下の場合には追試験を行います。

費用は1教科2,000円です。

③授業料等の学費が完納されていること

授業料・スクーリング費用・諸費

※ 納入日に間に合わない場合には配本停止となる場合もありますのでご注意ください。

※ 授業料・諸費等は学校からご請求致します。

3. その他

①住所・氏名・サロン等の届出事項が変更になった場合は速やかに担任に届出てください。

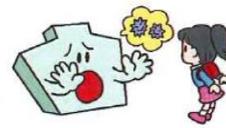
②婚姻等により変更がある場合には、新たに戸籍抄本が必要になります。

③緊急連絡先を届け出ておいてください。

④理容所及び美容所に勤務の方は従業員証明書を進級時にご提出ください

出席停止となる感染症一覧表

- ・一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
- ・病院にかかり医師の診断を受け、家庭から連絡を受けた日から出席停止扱いとします。
- ・感染症の診断を受けた場合は速やかに学校に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしましょう。



○第1種学校感染症

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで出席停止 ※新型コロナウイルス感染症において ・濃厚接触者である場合や、疑いのある場合も出席停止とする。 ・感染の予防のための休みも出席停止とする。

○第2種学校感染症

病名	症状	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	急な発熱、頭痛、悪寒、関節痛、全身倦怠感、咳、鼻水、のどの痛み	1～3日	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	1～2週間	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血、頬の内側にコブ状斑(白点)	10～12日	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れ(片側～両側の顎の後ろが大きく腫れて痛む)、発熱、嚥下困難	1～2週間	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(3日はしか)	発熱、発疹、耳の後ろ・首・脇の下などの腫れ、咳、結膜の充血	2～3週間	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	発疹→水疱→かさぶた・かゆみ	2～3週間	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	高熱、のどの痛み、結膜の充血、首のリンパ節の腫脹	5～7日	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	初期は自覚症状なし、X線で発見、発熱、咳、たん、疲労感、体重減少	1～2ヶ月	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	高熱、頭痛、嘔吐、頸部硬直	2～5日	

○第3種学校感染症

病名		出席停止期間		
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス		病状により感染のおそれがないと診断されるまで		
病名	症状	潜伏期間	出席停止期間 病状により感染のおそれがないと診断されるまで 病院にかかった際に、いつから登校してよいか必ず確認してください。	
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	激しい腹痛、下痢、嘔吐、吐き気	3～8日		
流行性角結膜炎	眼の異物感、目やに、結膜の充血	5～7日		
急性出血性結膜炎	眼の痛みや充血・出血	1～2日		
その他の感染症	溶連菌感染症	高熱、発疹、扁桃の発赤や腫れ、のどの痛み、いちご舌		2～5日
	ウイルス性肝炎	発熱、鼻水、咳、喘鳴、呼吸困難		2～5日
	手足口病	手足の水疱・発熱		2～7日
	伝染性紅斑(リンゴ病)	頬の赤み・手足の発赤		10～20日
	ヘルパンギーナ	発熱、のどの痛み	2～7日	
マイコプラズマ感染症	発熱、咳、のどの痛み	2～3週間		
感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、吐き気、下痢、発熱、腹痛	1～3日		
※アタマジラミ	頭髮部のかゆみ	出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡ください。医師の診断にしたがい治療をしてください。		
※伝染性軟属腫(水いぼ)	水疱			
※伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚に化膿性の湿疹			

懲戒処分に係るガイドライン

事由		懲戒処分		
		退学	※停学	訓告
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火など凶悪な犯罪	●	●	
	暴力、傷害、窃盗、恐喝、詐欺行為などの犯罪	●	●	
	薬物犯罪	●	●	
	痴漢、のぞき、盗撮行為	●	●	
	コンピューター、SNSの不正使用等による悪質な行為	●	●	
	コンピューター、SNSの不正使用等による不適切な行為		●	●
飲酒行為	飲酒運転	●	●	
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を与える行為	●	●	
	満20歳未満の学生と知りながら飲酒を進める行為		●	●
	満20歳未満の学生の飲酒行為		●	●
交通事故	飲酒運転			
	酒酔い	●	●	
	人身事故	●		
	酒気帯び	●	●	●
	人身事故	●	●	
	飲酒運転車両への同乗者		●	●
	飲酒運転以外での人身事故			
	死亡又は重篤な傷害		●	
	傷害		●	
	飲酒運転以外の交通法規違反			
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	
ハラスメント	人権侵害事案に係る行為	●	●	●
試験	カンニング等の不正行為		●	
その他	学校方針等に背き、学生の本分に違反する行為	●	●	●

※原則として停学は無期停学とするが、状況を勘案して有期停学とすることができる。

1. 個別の事案の内容によっては、下記事項を勘案して処分の加重、軽減を行うことがある。

(1) 本ガイドラインに掲げる処分より加重することがある場合。

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき、又は、非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為の学内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ③ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ④ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- ⑤ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

(2) 本ガイドラインに掲げる処分より軽減することがある場合

- ① 学生が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- ③ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

2. 本ガイドラインに掲げられていない非違行為は、本ガイドラインを参考として判断し、懲戒処分とすることができる。

(例) 満20歳未満の学生の喫煙などの非違行為

～ メモ ～